

○小郡市みんなですすめるまちづくり条例（案）への意見に対する市の考え方

No	ページ (解説無)	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	—	○条例を作成する狙い 条例をつくる意義をお尋ねします。	今後、小郡市が本格的な人口減少社会をむかえるにあたり、まちづくりの担い手の不足が深刻になっていくことが想定され、これまで以上に多くの市民が担い手としてまちづくりに関わり、力を合わせて地域社会を維持していくことが求められています。 それをふまえ、市民ひとりひとりがまちづくりの担い手として地域社会への関わりもち、多様な担い手によって課題を解決する市民主体のまちづくりを推進する理念と、市がまちづくりの担い手を支え育むために行うべき責務や取組を定める条例を制定するものです。
2	1	○条例の名称について 名称はまちづくりの手段ではなく目的（ビジョン、理想像）を謳った方がよいと思います。 例えば、「みんなが主人公のまちづくり」、「みんなが輝くまちづくり」など。	この条例は、市民ひとりひとりをはじめとするあらゆる主体のまちづくりへの関わり方を示すものです。 「みんなでまちづくりをすすめる」ことを市のまちづくりの理念として定めることが市民の皆様に伝わるよう、わかりやすい名称としていくことについてご理解をお願いいたします。
3	2	○前文 本文に対し前文が長すぎるので短くしてはどうでしょうか。	条例作成委員会や市民ワークショップを経て作成したもので、たくさんの方の思いや言葉が詰め込まれています。それを大切にしつつ、ご意見を参考に文章を整えました。
4	2	○前文 じっくり読んでみたら、思いが理解できましたが、言葉の重なりなど、気になる点がありました。	
5	3	○（目的）第1条 この条例の目的は、 「基本的な事項を定めること」なのか、「誰もが幸福を感じられるまち」を実現するためにつくられているのではありませんか。	市民主体のまちづくりを推進する理念と、市がまちづくりの担い手を支え育むために行うべき責務や取組を定めることを目的としている条例です。そのことがわかりやすくなるよう条例文を修正しています。

○小郡市みんなですすめるまちづくり条例（案）への意見に対する市の考え方

6	3	○（目的）第1条 「共感・共働・共創による共生社会をめざし」は必要ですか。 言葉がたくさんあってわかりづらいです。	第6次小郡市総合振興計画において、小郡市が目指す将来像を『人がつながり市民が躍動する温かみのある都市おごおり〜「共感・共働・共創」による共生社会を目指して〜』としています。
7	3	○（目的）第1条 「……共働……による共生社会をめざし」とありますが、 きょうどうの字は「協働」が一般的なようですが「共働」を使ってある意図は何ですか。	その中で、「お互いの状況を理解し、多様性を認め合う共感、共感によって同じ目的に向かい行動する共働、共働によって新しい価値や魅力を創造していく共創」を一連のまちづくりの考え方として推進することとしていますので、大切な視点としてこの条例に反映させています。 また、小郡市では、「協働」を「地域課題を解決するために市民相互が、または市民と行政がお互いの個性や能力を活かしながら連携・協力して活動し、その成果を共有していく営み」と定義するまちづくりの手法の一つととらえており、ここではまちづくりの考え方となる「共働」を使っています。
8	3	○（基本理念）第2条第2号 説明会でも「まちづくりの担い手」という表現に関する質問が出ていましたが、他に代案が浮かびません。「担い手」には創造者(クリエイターやプロデューサー)のような意味も感じています。	小郡市に関わる全ての人にまちづくりに関わってほしいという願いと、関わり方や役割は人それぞれであることをふまえ、余白のある「担い手」という言葉が望ましいと考えています。
9	3	○（基本理念）第2条第3号 まちづくりは対等の立場で取り組むという趣旨の文章がありました。とてもいい言葉だなと思いました。	基本理念のとおり、あらゆる人の人権が尊重されることが前提です。その上で、相手との関係をつくることからまちづくりは始まると考えていますので、対話をとおして相手を知り、互いを認め合うことを大切にするまちづくりを推進していきます。
10	3	○（基本理念）第2条第3号 スタートは対話から・・・という言葉がいいなあとと思いました。 対等な立場で話し始めることから、まちづくり、まちがたりが始まるというストーリー性を感じる素敵な言葉だと思います。	

○小郡市みんなですすめるまちづくり条例（案）への意見に対する市の考え方

1 1	3	○（基本理念）第2条第4号 「それぞれの思いや状態によって違う役割」とありますが、言葉の意味がわかりません。特に状態という言葉がどのような意味で使われているのでしょうか。	「状態」は、その人の生活や抱える背景、タイミングや体調などを含めた本人の状態を意味しています。 その「状態」によって、まちづくりの関わりの深さや役割は人それぞれで、それらを認め合うことの大切さを伝える条文です。
1 2	3	○（定義）第3条第1号 まちづくり 「公平かつ公正で公益的な取組」という表現は、言葉が固くわかりづらいと思います。もっと市民に分かりやすい言葉にしてはどうでしょうか。	理念条例である性質上、排除条項を定めていませんので、「まちづくり」が公益的な取組であることを担保するため、原案のとおり条文とすることについてご理解をお願いいたします。
1 3	3	○（定義）第3条第2号 市民 もう少し丁寧に定義すべきではないでしょうか。	小郡市に関わるあらゆる人を市民と定義していますが、条文だけで伝えきれない部分に関しては、解説文や今後の周知啓発の取組の中で丁寧に伝えていきたいと考えています。
1 4	3	○（定義）第3条 きょうどう（協働 or 共働）はまちづくりに必要不可欠で重要な概念だと思います。定義付けが必要ではないですか。	この条例は、市・市民・地域コミュニティ・市民活動団体が対等な関係であり、それぞれの担い手同士が対話によって互いを知り、協働を含む様々な関係づくりの中で、役割を担い合いながら力を合わせてまちづくりを推進していくことを定めています。
1 5	3	○（市の責務）第4条 私はこれまで、高齢者の居場所づくりや市の登録文化財の保存活用において微力ながらボランティア活動に取り組んできました。 しかし、実際の現場では職員に協働を進める意識が低いため活動の活性化の足かせになった事例がいくつもありました。 また、地域コミュニティに比べ、市民活動団体への支援が行き届いていません。 これらをふまえて、市の責務の中に市民活動団体との協働を積極的に取り組む姿勢（義務）を記載してもらいたいです。	それに対し、市（市職員を含む。）は、自らも当事者としてまちづくりの担い手との関係を深めるとともに、地域課題の解決に資するあらゆる担い手に対して支援を行っていくことを定めています。 また、「協働」はまちづくりを進める上で大切な手法の一つであることは間違いありませんが、担い手同士の関係性によって、「協働する」「連携する」「応援する」「見守る」など、関わり方が様々であることから個別の手法を定義していません。 ついては、市と市民、市民同士が、お互いの関係性の中で、適切な関わり方を模索していくことを前提とし、原案のとおり条文とすることについてご理解をお願いいたします。
1 6	4	○（市の取組）第5条 第4条の市の責務に「協働」に関する記載を加えることと合わせて、取組を明示してもらいたいです。	

○小郡市みんなですすめるまちづくり条例（案）への意見に対する市の考え方

17	4	○（市の取組）第5条 「市の取組」を是非実行してください。多種多様な団体による活動は知らないことも多いので、組織図にさせていただくとわかりやすいと思います。具体的な団体名も表記されればなおわかりやすい。高齢者の視点もよろしくお願いします。	「市の取組」は全体で共有し、実行していきます。 なお、まちづくりに関する情報発信と交流の場づくりは、市の責務や取組として位置づけていますので、積極的に行っていきます。 また、組織図の作成や高齢者の視点の共有に関しては、今後の啓発活動の中で取り組んでいきたいと考えています。
18	4	○（市の取組）第5条第5号 現在まで無償のボランティア活動としてきたが、今後は有償のボランティア活動として手当を支給すると捉えていいのでしょうか。	この条文は、地域課題の解決のために活動するまちづくりの担い手に対して、市が必要と認める場合、その担い手に対する補助金の交付や助成制度の設立などの支援を行うことを定めています。
19	4	○（市民の役割と取組）第6条第2項 まちづくり協議会は任意団体であり、参加協力を誰が呼びかけるのでしょうか。	第7条第2項で規定しているとおり、まちづくり協議会（校区まちづくり組織）が自らの活動を発信するとともに、第5条第2号のとおり市もまちづくりに関する情報発信を行い、参加・協力を呼びかけます。
20	4	○（地域コミュニティの役割と取組）第7条第4項 校区まちづくり組織は、校区まちづくり協議会とは別のものなのでしょうか。	現在、小郡市内の小学校区に設立されている「校区協働のまちづくり協議会」のことを指しています。 小郡市では、「校区協働のまちづくり協議会」という名称が定着していますが、今後の組織の取組や名称に柔軟性が保たれるよう、条文では一般的な「校区まちづくり組織」という表現としています。

○小郡市みんなですすめるまちづくり条例（案）への意見に対する市の考え方

2 1	4	○（地域コミュニティの役割と取組）第7条 区長制度の見直しがなされる中で自治会組織は災害の減災、地域の問題（排水工事、福祉活動）などに取り組み、今でも重責を担っています。一方、まちづくり協議会の役目は事務連絡組織となるのでしょうか。	ご意見のとおり、小郡市における地域自治の核は自治会であり、住民にとってもっとも身近な存在であることから、特に災害や地域福祉の面での役割は大きいと考えています。 一方、校区まちづくり組織（まちづくり協議会）は、第7条第2項の規定にあるように、校区内の自治会や各種団体と連携・協力し、地域内にある課題解決の実践を期待する組織です。
2 2	—	市議会の位置づけはないのですか。	小郡市がつくる今回の条例は、市民や地域コミュニティ、市民活動団体などの、共助の担い手の取組による市民主体のまちづくりを推進するためのものであるため、市議会に関する事項を定めていません。
2 3	—	小郡市には区長制度があります。条例の中に区長会の文言が入っていないのはどうしてですか。	この条例は、市民や地域コミュニティ、市民活動団体などの共助の担い手や取組に関する事項を定めるものです。 一方で小郡市の区長制度は、自治会長である区長に対して市が事務を依頼するというもので、この条文には含めていません。